

# まちの家計簿

問い合わせ  
企画課 財政部門  
☎33-2136

## ✓平成25年度に実施した主な事業

(津波防災まちづくり関係)



56億6,789万9千円

### 津波避難タワー設置事業

▶津波からの迅速な避難を目指した全国初となる道路上の津波避難タワー6基を含む、全15基を整備



10億4,156万2千円

### すみれ保育園建設事業

▶児童の発達支援や病後児保育などの子育て支援に加え、災害時の防災拠点機能を有した保育園を整備



1億8,096万6千円

### 避難路整備事業

▶安全かつ迅速に避難ができるように狭い道路の拡幅や新規道路整備を実施



8,450万8千円

### 消防団詰所建設事業

▶消防団の消防力強化のため、消防団第1分団(住吉)および第2分団(川尻)詰所を新設



178万9千円

### 地域防災指導者養成講座

▶地域の防災リーダーとしての活躍を目的とした地域防災指導者の養成講座を開催



49万4千円

### 防災メール配信システム構築事業

▶災害情報や気象情報などを速やかに町民に提供するため、メール配信システムを整備

(その他)



1億7,577万6千円

### 都市計画街路整備事業

▶利便性の高い交通環境確立のため、町内を東西に走る横南幹線および南北に走る東名川尻幹線を整備



1億3,260万円

### 子ども医療費助成

▶乳幼児から中学3年生までの入院や通院に係る医療費(保険診療分)の無料化



5,485万9千円

### 高齢者社会参加推進事業

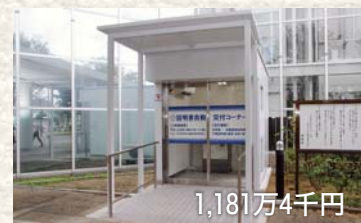
▶さわやかクラブの活動補助や高齢者の就業環境および地域福祉活動の促進を図る施設を整備



4,409万9千円

### 教育振興事業

▶学力向上委員会の設置や通級指導教室の開設に係る施設整備、教員補助員配置経費など



1,181万4千円

### 自動交付機設置事業

▶平日夜間や土・日・祝日でも各種証明書が交付できるよう自動交付機を設置



581万1千円

### 地域の魅力情報発信事業

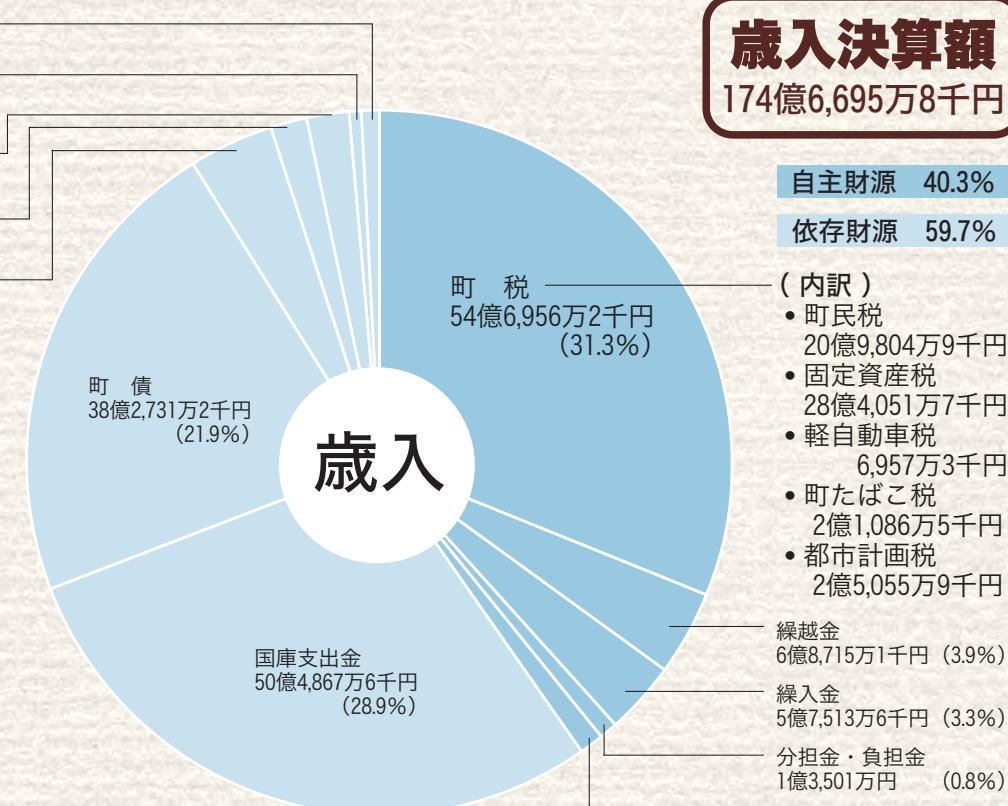
▶FM島田で「よしだsmileラジオ」を放送し、町内のイベント情報や地域情報を発信

平成25年度の一般会計、特別会計、水道事業会計(企業会計)の決算がまとまり、9月24日に開かれた第3回吉田町議会定例会で原案どおり承認されました。今号では、皆さんに納めていただいた税金などがどのように使われたのかお知らせします。

## ✓一般会計

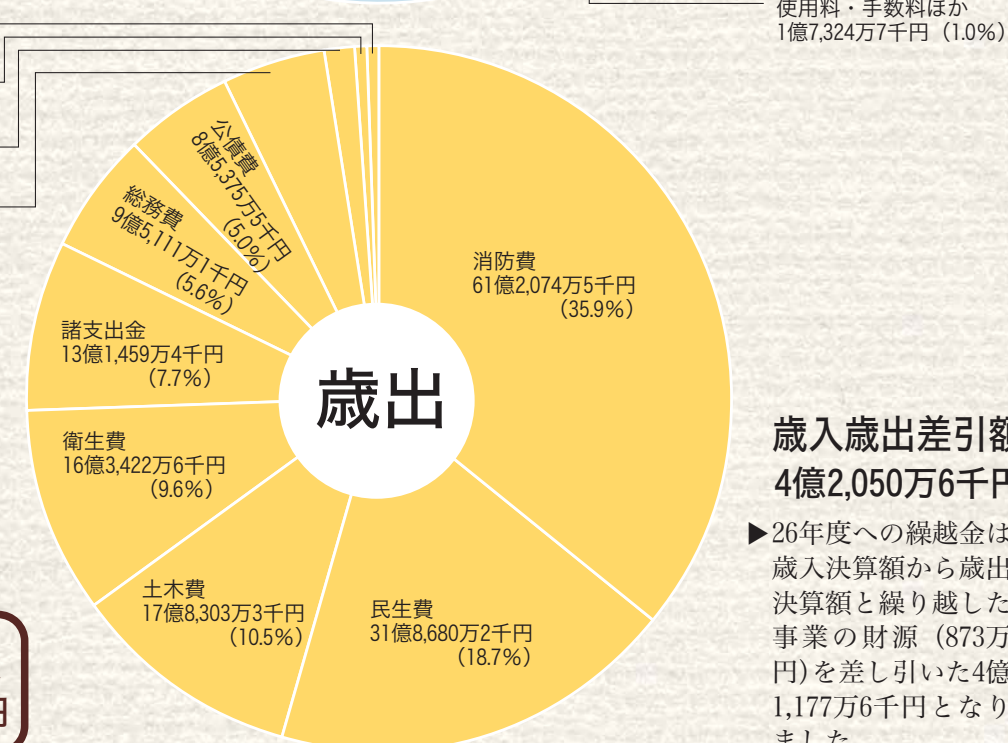
※決算額は、各項目ごと四捨五入しているため総額と合わない場合があります。

自動車取得税交付金ほか  
1億4,074万5千円 (0.8%)  
地方譲与税  
9,494万9千円 (0.5%)  
地方交付税  
3億1,381万7千円 (1.8%)  
地方消費税交付金  
3億2,231万2千円 (1.8%)  
県支出金  
6億7,904万4千円 (3.9%)



**歳入決算額**  
174億6,695万8千円

労働費・商工費  
5,929万6千円 (0.3%)  
議会費  
9,906万5千円 (0.6%)  
農林水産業費  
2億5,536万9千円 (1.5%)  
教育費  
7億8,845万5千円 (4.6%)



**歳出決算額**  
170億4,645万2千円

**歳入歳出差引額**  
4億2,050万6千円

▶26年度への繰越金は、歳入決算額から歳出決算額と繰り越した事業の財源(873万円)を差し引いた4億1,177万6千円となりました。

# まちの家計簿

## ✓ 水道事業会計

(企業会計)

区分	収入	支出
収益的収支	5億3,388万9千円	4億9,632万7千円
資本的収支	3,383万円	4億9,034万4千円
▶資本的収入額が資本的支出額に不足する額4億5,651万4千円は、減債積立金2,000万円、建設改良積立金4,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額926万6千円、過年度分損益勘定留保資金3億8,724万8千円で補てん。		

●企業会計は、特別会計のうち民間企業と同様の経理を行うもので、独立採算制を原則とする企業的色彩の強い事業を行う場合に、地方公営企業法の規定を受けて設置する会計です。

## ✓ 特別会計

特別会計名	歳入	歳出
土地取得事業	4万8千円	3千円
国民健康保険事業	29億9,639万6千円	28億4,173万4千円
後期高齢者医療事業	2億1,784万円	2億1,629万1千円
介護保険事業	16億2,085万3千円	15億8,263万7千円
公共下水道事業	10億907万9千円	9億8,283万1千円

●特別会計とは、町が特定の事業を行う場合に一般会計と区別して設置し、特定の歳入をもって特定の歳出に充てる会計です。

## ✓ 健全化判断比率・資金不足比率

平成25年度決算に基づいて、町は「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの健全化判断比率と、水道事業会計と公共下水道事業特別会計が対象となる「資金不足比率」を作成し、財政状況の診断を行いました。この「健全化判断比率」等のうち1つでも基準以上となった場合は、国などの指導により財政健全化を図ることになります。この診断で当町の財政は、いずれの比率も基準を下回り、健全な状態であるとの結果がでました。

### ✓ 吉田町の健全化判断比率

指標の名称	平成25年度決算に基づく比率	指標の説明
実質赤字比率	—	▶福祉、教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の一般会計などの赤字の程度を比率化したもので、財政運営の深刻度を示します。この比率が高いほど、財政状況が厳しいこととなりますが、吉田町の場合は赤字が生じていないため「—」と表示しています。
早期健全化基準	14.29%	
財政再生基準	20.00%	
連結実質赤字比率	—	▶すべての会計（一般会計、特別会計、公営企業会計）の赤字や黒字を合算して、地方公共団体全体としての赤字の程度を比率化したもので、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示します。この比率が高いほど、財政状況が厳しいこととなりますが、吉田町の場合は赤字が生じていないため「—」と表示しています。
早期健全化基準	19.29%	
財政再生基準	30.00%	
実質公債費比率	13.40%	▶地方公共団体の一般会計などの支出のうち、借入金の返済額などの負担の大きさを比率化したものです。この比率が高いほど、財政の弾力性が低下し、財政状況が厳しいこととなります。平成25年度決算に基づく比率は、平成23年度から平成25年度までの3カ年平均値です。
早期健全化基準	25.00%	
財政再生基準	35.00%	
将来負担比率	102.80%	▶一般会計などの借入金残高や将来支払っていく可能性のある負担などの現時点で想定される実質的な負債の大きさを比率化したものです。この比率が高いほど、将来の負担額は大きく、今後の財政運営が圧迫される可能性が高いこととなります。
早期健全化基準	350.00%	
財政再生基準		

注)実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準は、市町村の財政規模に応じて違います。

### 2 吉田町の資金不足比率

指標の名称	平成25年度決算に基づく比率	指標の説明
水道事業会計	—	
経営健全化基準	20.00%	▶公営企業の資金不足の割合を表し、比率が大きいほど資金不足が生じていることとなります。吉田町の水道事業会計と公共下水道事業特別会計は、いずれも資金不足がありませんので「—」と表示しています。
公共下水道事業特別会計	—	
経営健全化基準	20.00%	

## ✓ 町民一人当たりに換算すると



町民一人当たりの支出金額＝一般会計歳出決算額÷町の人口（平成26年3月31日現在：29,927人）

## ✓ 都市計画税の使途状況

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う街路や下水道整備などの都市計画事業や、土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税です。

平成25年度の都市計画税（2億5,055万9千円）は、以下のとおり都市計画事業費など（11億2,700万1千円）の財源として活用しました。

都市計画事業費など	11億2,700万1千円
都市計画税	2億5,055万9千円
一般財源等	5億4,947万7千円
国県支出金	1億4,554万7千円
負担金その他	1,581万8千円
地方債	1億6,560万円

▶都市計画事業費など11億2,700万1千円の内訳

一般会計	街路整備事業	2億1,660万2千円
	公園整備事業	1億3,051万5千円
	土地区画整理事業	8,825万5千円
	地方債償還	1億1,443万3千円
公共下水道事業会計	下水道整備	5,752万4千円
	地方債償還	5億1,967万2千円

※総務省の「都市計画税の課税状況等の調」を基に作成

## 用語解説

- **自主財源**  
町が自主的に収入し得る財源。町税や繰入金、繰越金、使用料などが該当
- **依存財源**  
国や県から定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入。国、県支出金や地方交付税などが該当
- **繰越金**  
前年度の会計から繰り越したお金
- **繰入金**  
特別会計や基金から繰り入れられたお金
- **国庫支出金・県支出金**  
町の特定事業に対し国や県が交付する補助金や負担金など
- **町債**  
大規模な事業などを行うために、国や金融機関から長期にわたり借り入れるお金
- **地方消費税交付金**  
消費税5%のうち1%が県に配分され、その約2分の1が市町村に交付される財源
- **地方交付税**  
地方の財源を確保し、自治体間の格差を是正するために国から交付される財源
- **消防費**  
消防に関する経費、災害対策に対する費用
- **民生費**  
社会福祉や児童福祉などに使う費用
- **土木費**  
道路や河川の整備および維持管理などに使う費用
- **衛生費**  
保健、予防対策および環境衛生などに使う費用
- **総務費**  
役場を管理運営するための諸経費、戸籍の管理および選挙などに使う費用
- **公債費**  
町債の元金および利子の返済に充てる費用
- **教育費**  
学校や図書館の管理、社会教育活動などに使う費用
- **農林水産業費**  
農業振興、保安林の保護および漁港の整備などに使う費用
- **議会費**  
議会を運営する費用
- **商工費**  
商工業、観光の振興などに使う費用